

令和 3 年 6 月 11 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

6月11日（最終日）

- 日程第1 議案第45号 南知多町学校給食センター設置及び管理条例の制定について
- 日程第2 議案第46号 南知多町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第47号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第48号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第49号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 請願第2号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報条例の制定を求める請願
- 日程第8 議案第51号 工事請負契約の締結について（日間賀漁港港整備交付金工事）
- 日程第9 議案第52号 工事請負契約の締結について（総合体育館非常用発電機設置工事）
- 日程第10 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	中 川 昌 一
総 務 部 長	滝 本 恭 史	総 務 課 長	内 田 純 慈
防災危機管理室長	石 黒 俊 光	税 務 課 長	神 谷 和 伸
企画財政課長	滝 本 功	まちづくり推進室長	高 田 順 平
建設経済部長	鈴 木 淳 二	建 設 課 長	山 本 剛
産業振興課長	奥 川 広 康	水 道 課 長	坂 本 有 二
厚生部長	大 岩 幹 治	住 民 福 祉 課 長	宮 地 利 佳
保険年金室長	山 下 忠 仁	健 康 介 護 課 長	田 中 直 之
健康子育て室長	相 川 和 英	環 境 課 長	富 田 和 彦
教 育 長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 茂 夫
学校教育課長	鈴 木 和 芳	社 会 教 育 課 長	森 崇 史
学 校 給 食 センター所長	山 本 剛 資	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保 美 保	主 査	小 坂 有 一
--------	---------	-----	---------

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る5月28日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第45号 南知多町学校給食センター設置及び管理条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第1、議案第45号 南知多町学校給食センター設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第45号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る4日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査を行いました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、研修室には炊事場のようなものも設置されているのか。答弁としまして、お茶を出せる程度の流し台は設置します。

次の質疑としまして、条文の使用料の減免等について、どのような利用を想定しているのか。答弁としまして、小学校の社会見学等、学校行事での使用を想定しています。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第45号 南知多町学校給食センター設置及び管理条例の制定についての反対討論を行います。

まず、研修室を町民に利用してもらうためには、その利便性とお得感をしっかり町民の立場に立って設定することが必要です。それがなされておりません。この問題の前提の考え方として、一部資料を後から頂きました。私も初めて見た公共施設の使用料設定に関する基本指針、令和元年度にこれは設定されておりますが、これは全く議会にも提案され、諮られていない資料です。町当局は、突然この資料の計算式を基に、維持管理費、人件費を考慮して、受益者負担の使用料を出したと言っております。まず、この基本指針が妥当なのかを議会でも検討されておりません。検討されていないものを押しつけるのは大問題です。今回、使用料基準を突然持ち出し、一方的に適用し、現行の使用料と大きく差別化するのはいかがなものでしょうか。町民から見ると不公平感があり過ぎるのではないのでしょうか。

具体的に見ていきます。

第1の問題点は、研修センターの使用料が1時間350円というのは、現行の南知多町使用料条例で定められている同じようなほかの施設の使用料から比べると高過ぎるのではないかという点です。総合的な配慮、調整がなされていないことです。南知多町の使用料条例には、一般的には、公民館等の会議室は、午前、午後、夜の半日という設定です。そして、その料金も510円が基本です。

例えば内海、そして師崎、様々な公民館がありますが、そこでの使用料は全て510円です。給食センターの研修室の1時間で350円の設定にするという案は、まさに9時か

ら12時まで3時間利用したとすると1,050円です。多くの会議室は510円なのに約2倍の設定になります。それも給食センターのこの研修室は5時までしか使えません。ほとんど利用しないような研修室の使用料を1時間当たり350円に設定するのは、どう考えても総合的な現行の南知多町の使用料と比べても高過ぎます。

同じ場所にあるむくろじ会館というのがありますが、そこと比較しても高過ぎます。むくろじ会館の会議室は、午前、午後でやはり510円です。このままならば、むくろじ会館を利用して、給食センターの研修室は町民は利用しないでしょう。当面は、現行の使用料との釣合いを総合的に考えることが必要です。1時間350円でなく、1時間150円から250円に設定し、もっと利用しやすい、利用しようと思う料金設定にし、町民サービスを考えるべきです。給食センター研修室使用料1時間で350円とする内容を含み込んだこのような条例制定は反対します。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第2 議案第46号 南知多町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
について**

○議長（藤井満久君）

日程第2、議案第46号 南知多町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第46号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て、御報告申し上げます。

当委員会は、去る8日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、今議会に2つの押印廃止の条例改正議案が上程されているが、全部で幾つ予定しているか。答弁としまして、今後改正を予定している職員のサービスの宣誓に関する条例と合わせ、3つです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第3、議案第47号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題と

いたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第47号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第48号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第48号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第49号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第49号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、この条例改正により受給者に不利益が生じることはないか。答弁としまして、そういった改正ではありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第50号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第50号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について。

質疑としまして、移動式バスケットゴールを更新する理由は何か。答弁としまして、購入から30年経過し、故障することが多くなってきたことに加え、保証期間が既に終了していることと、今回、補助金が受けられることとなったためです。

学校教育課関係について。

質疑としまして、学校保健特別対策事業費の感染症対策として購入を予定しているものは何か。答弁としまして、消毒液など消耗品のほか、コロナ禍における児童・生徒の学習保障をするため、大型モニターなどを予定しています。

健康子育て室関係について。

質疑としまして、子育て世帯生活支援特別給付金システム改修業務は、どの事業者へ委託する予定か。答弁としまして、本町の基幹システムの保守・管理を委託している事業者を予定しております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

続いて、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第50号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑としまして、安全・安心マークについては、各飲食店等に対し、基準を達成したところに配付をするのか。答弁としまして、山梨県のクリーン・ゾーン認証を参考にしながら進めていきますが、項目についてはまだ決まっておりません。

まちづくり推進室関係について。

質疑としまして、コミュニティセンター助成事業の事業費総額は幾らか。答弁としまして、補助対象事業費2,259万1,380円と地盤改良工事を含む補助対象外事業費99万6,600円の総額2,358万7,980円です。

次の質疑としまして、各区から要望があれば、コミュニティ助成事業は毎年度採択されるものか。答弁としまして、今年度初めて採択されたもので、毎年度採択されるかは不明ですが、認可地縁団体であることが採択要件として求められるため、規約の制定や法人登記などについて各区で対応していただくこととなります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第7 請願第2号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報条例の制定を
求める請願**

○議長（藤井満久君）

日程第7、請願第2号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報条例の制定を
求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました請願第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい
て、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、挙手少
数でありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、南知多町の町長・町議会選挙での選挙公報条例の制定を求める請願に対し
て、賛成討論を行います。

桂木さんや鳥居さんから提出された請願は、選挙公報がないのは知多半島の5市5町
で南知多町だけ。選挙における民主主義が約50年を遅れた町なので汚名を改善したいと

いう熱い思いが込められた請願書であると考えます。

町民の皆さんは、地域の立候補のポスターの顔だけでは、未来の南知多町の責任を持つ方を選ぶことはできません。誰がどんな南知多町にしていこうとしているのか、立候補者が考えている政策を知りたい。県一高い国保税や介護保険料を各議員候補はどう考えているのかを知りたいなどの声があります。投票のために最低限の判断材料が町民に示されないのは異常です。

南知多町の選挙は、選挙公報がない町です。最低の政策選挙にもなっていません。南知多町の選挙は、5市5町の中で選挙民主主義が一番遅れた町と言ってもいいでしょう。このような遅れた非民主的選挙制度は直ちに改善していくことが必要ではありませんか。既に知多半島の南知多町以外の市町では、昭和48年の東海市をはじめとして、昭和50年代、平成12年から14年にかけての選挙公報に関わる条例や規定を整備しております。近隣の美浜町でも、19年前の平成14年に整備しております。

4年前の平成29年9月町議会で、選挙公報の意義について、石黒町長は、私へ次のような前向きな回答をいたしました。選挙公報は、当該選挙において有権者が各候補の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充を図る有効な手段の一つとして考えている。選挙公報は、各候補にとって政策を広く有権者に示すことができ、有権者は候補者の政策を公平に比較できる有効な手段であると考えている。また、選挙公報を発行することにより選挙の関心を高めることができるとして、選挙公報の発行に関する条例の提案については、民意の代表である議員の皆様や選挙管理委員会の意見を伺いながら検討したいと回答して、積極的な対応を考えていました。その後、選挙管理委員会も前向きな話をしていましたが、しかし、いまだに条例提案をされておられません。全く異常なことであります。南知多町の遅れた民主主義をそのままにすることは恥ずかしいことではありませんか。

皆さん、まず選挙公報を作ることは無駄遣いではありません。南知多町広報と同じように住民に必要な情報を知らせる経費です。選挙に当然必要な経費がかかります。住民に必要な知る権利を保障するために毎月の広報が発行されているように、4年に1度の南知多町の未来に責任を負う議員を選ぶための必要な情報を知らせるためのコストは不要ではなく、絶対に必要なコストです。

そして、南知多町議会選挙は、南知多町全体に政治責任を持つ選挙です。南知多町の遅れた選挙の実態として、地域代表選挙の色合いが非常に強いものも事実です。しかし、

だからといって、議員はその地域だけのことをしていればいいのではありません。南知多町全体から選ばれるものであって、南知多町の住民から負託され、行政チェックと同時に、議員から議会へ必要な条例提案等の責任を持つ仕事です。選ばれる議員は、全住民に対して責任を持って、自分の政策を伝える義務があります。たとえ地域の代表だとしても、その地域の方々へ国保税や介護保険税、防災計画等について、自分の政策は明確にする責任があるのではないのでしょうか。全ての候補者が未来の南知多町をどうすべきか、どこをどう改革していくことが必要なかを広く公平に示すものが選挙公報であり、それは全ての町民が議員を選ぶために知りたい情報です。今後、南知多町を発展させるならば、ただの地域代表で、政策はブラックの中で選挙にしてはなりません。

西尾市は、島があっても選挙公報条例は策定し、選挙をしております。台風が来たとき、海が荒れて選挙公報が配れないことが予想されて、島だけ不公平になるから選挙公報条例を策定しなくてもいいという話を聞きます。確かに南知多町は両島を抱える特殊な町です。しかし、特殊な場合の個別な理由を言い訳にして、民主主義のあるべき原則を、考え方を捨ててはなりません。特殊な場合に対応する原則、約束を明確にし、両島の隣の佐久島は、西尾市においても、選挙公報は島にきちんと配付されています。民主主義を徹底する我々議員、町長の姿勢が問われております。

選挙公報が期日前投票に間に合わないことも当然短い5日間にはあり得ます。選挙公報を見て投票するのか、見ないで期日前に投票するのかは、その選挙人の個人的な判断ですから仕方ありません。しかし、投票日前日までに選挙公報を作成し、全ての町民に立候補者の基本的な情報を届けることは、選挙管理委員会などの公の責任であり、選挙民主主義の大原則です。選挙公報がない非民主的な選挙制度の南知多町という汚名を払拭すべきです。

町長がよく強調される第7次総合計画にある「絆・選ばれる理由があるまち」を目指すならば、我々は、その選ばれる材料の情報の選挙公報条例の制定は当たり前ではないのでしょうか。町民のための民主的な南知多町への一歩として、選挙公報条例制定の請願に強く賛成します。

○議長（藤井満久君）

次に、反対の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより請願第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第8 議案第51号 工事請負契約の締結について（日間賀漁港港整備交付金工事）

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第51号 工事請負契約の締結について（日間賀漁港港整備交付金工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第51号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明いたします。

次ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由ですが、日間賀漁港港整備交付金工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の工事の概要ですが、工事名は、日間賀漁港港整備交付金工事、工事場所は、南知多町大字日間賀島地内にあります。

主な工事の内容は、浮き栈橋の製作及び設置1基です。これは、浮き栈橋を設置することによって、潮位差による漁船からの陸揚げ作業や冷凍施設からの氷の積込み作業等の負担を軽減し、漁業従事者の労働環境改善を図るものです。

工期は、令和4年2月25日まで、請負契約金額は7,986万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は726万円であります。

請負契約者は、知多郡南知多町大字片名字新師崎20番地、株式会社石橋組であります。契約の方法は、指名競争入札で、去る5月26日に7者により実施したものです。

2ページには入札結果をつけております。

入札の予定価格は、税抜きで7,294万9,000円で、落札率は99.52%でした。

また、3ページには工事場所の位置図を、4ページには浮き栈橋の全体図をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号 工事請負契約の締結について（総合体育館非常用発電機設置工事）

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第52号 工事請負契約の締結について（総合体育館非常用発電機設置工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第52号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由は、総合体育館非常用発電機設置工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2の工事の概要は、(1)工事名は、総合体育館非常用発電機設置工事、工事場所は、南知多町大字豊浜地内、主な工事内容、アの電気設備工事は、自家発電設備工事及び高圧受変電設備工事、イの外構工事は、メッシュフェンス設置工事でございます。

工期は、令和4年2月28日まで、請負契約金額は4,947万8,000円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は449万8,000円でございます。

請負契約の相手方は、知多郡南知多町大字豊浜字鳥居87番地、柳電機株式会社でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

入札につきましては、去る5月26日に5者により実施したものであります。

なお、次のページには入札の結果、その次のページには工事の概要をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会中の継続審査(調査)について

○議長(藤井満久君)

日程第10、閉会中の継続審査(調査)についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査(調査)の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

○議長(藤井満久君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年第3回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、どうも御苦勞さまでした。

[閉会 10時02分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 片 山 陽 市

署 名 議 員 小 嶋 完 作